

水俣第二小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

令和2年11月24日に改定された、熊本県いじめ防止基本方針には、「いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめほどの学校においても、どの子供にも起こり得ること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こし得ることを十分に認識しておかねばならない。」と記されている。

本校においても、上記の内容を全教職員で認識し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に真摯に取り組んでいくために、本方針を策定する。

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。しかし一方で、学校は成長途上にある児童が集まる場所である以上、人間関係のトラブルが全く生じないことはあり得ない。重要なのは、発生したいじめ事案の解決を自校の最優先課題と位置づけ、重篤化させないことである。組織的に対応することは、中長期的にみて、全ての児童及び教職員が安全・安心な教育活動を継続するための最善策である。

(2) いじめの定義

法第2条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。

2 学校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係諸機関間の連携等を、より実効的なものにするため、具体的な内容や運用を明らかにするとともに、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要である。学校での教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを、単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身につけさせることが必要である。また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくり、いじめを生まない土壌をつくり上げるようにする。

学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、地域・家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見といじめの認知

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視した

りすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。その際、表面的形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。けんかやふざけ合であっても児童生徒の被害性に着目し心身の苦痛を感じていれば積極的に認知するようにする。

(3) いじめへの対処

①情報の集約

教職員はいじめに関する情報を抱え込まず、「情報集約担当者」に情報を提供する。また、対応方針の決定は、教職員個人の判断ではなく「組織」で行う。

②家庭、地域、関係機関との連携

学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する。

学校や教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係諸機関（警察、福祉事務所、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を行う。

4 いじめ・不登校防止委員会の設置

(1) 目的

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。組織の名称は、「いじめ・不登校防止委員会」とする。

(2) 機能

○学校が把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。

○「水俣第二小学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。

○外部専門家等から意見を聞き、学校の対応等に活用する。

○学校が把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

(3) 構成等

いじめ情報集約担当者を中心に本校の複数の教職員で構成するが、必要に応じて心理に関する専門的な知識を有する者、その他外部専門家等で構成する。

○学校の管理職、情報集約担当者、生徒指導担当、人権教育担当、養護教諭や学級担任などで構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などが参加する。

○心理や福祉の専門的な知識を有する者を構成員として、いじめの現状分析や効果的な未然防止のための具体的な実践的方策について検討する機会を設ける。心のサポート相談員、スクールソーシャルワーカー、子ども相談員等。

5 学校における取組

(1) いじめ防止のための取組

① いじめについての共通理解

ア 校内研修や職員会議で教職員に本校のいじめ防止基本方針の周知を図る。

イ 「心のきずなを深める月間」や「人権週間」等で、全校児童に対するいじめに関する講話等を行う。

ウ P T A総会や学級懇談会等で、保護者に対するいじめに関する講話等を行う。

エ 学校ホームページに「水俣第二小学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域住民への啓発を図る。

② いじめに向かわせない態度と能力の育成

ア すべての教育活動において、児童が規律正しい態度で、主体的に参加・活動できる場面を設定する。

イ すべての教育活動を通して、道徳教育や人権教育の充実を図る。

ウ 学校行事等を通して、集団の一員としての自覚や自信を育み、児童がお互いに認め合える人間関係を育む。

エ 児童会活動を通して、児童自らがいじめを防止する取組を行う。

オ さまざまな体験活動や読書活動を通して、心が通い合うコミュニケーション能力を養う。

カ 異学年間の人間関係を深め、継続する力、感謝する心、協力する心を育む。

③ いじめが起きにくい集団の育成

ア 学校行事を通して、児童がお互いに協力してやり遂げるときの達成感や感動を共有させ、よりよい人間関係や社会性を育てる。

イ 児童がお互いを認め、あいさつが飛び交い、個性を尊重しあうような学級経営を行う。

ウ わかる授業や学ぶ楽しさを実感できるような授業づくりに努め、すべての児童が参加し活躍できる授業を工夫する。

エ チャイムが鳴ったら授業を始め、正しい姿勢の保持、話の聞き方や発表の仕方などを指導し、授業中の学習規律の徹底を図り、チャイムが鳴ると同時に授業を終わる。

④ 児童の自己有用感・自己肯定感の育成

ア すべての児童に対して、児童が主体的に行動する場面を設定し、認め、ほめ、励ますことに努める。

イ 学校行事や体験活動を通して、児童が人と関わることの喜びや大切さに気づき、お互いに関わり合いながら絆づくりを進める。その中で、他の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を感じていく場面や機会を設定する。

ウ 教師は、すべての児童に対して、一人の人間としての対等な関係であることを自覚し、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

① 全教職員は、日常的に児童の様子に目を配り、児童の交友関係や悩みを把握する。

② 担任教師は、日常的な学級指導を通して、児童との信頼関係を深め、悩みや不安の相談ができる関係を築いていく。

③ アンケート（なかよしアンケート・心のアンケート）や定期的な教育相談により、いじめの実態把握に努める。

④ 児童、保護者、地域等へ来校や電話、メール等での相談体制と情報集約担当者を周知する。

⑤ 養護教諭と学級担任が連携し、健康相談等を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

(3) いじめに対する措置

① いじめの早期発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合、その児童の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。

ウ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② いじめの事実確認と報告

ア 情報集約担当者が中心となり、いじめの事実確認を行う。

イ 事実確認段階は、一方的、一面的な解釈で対処しないことやプライバシーを守ることに注意し、決していじめか否かの判断や説諭等を行わない。

ウ いじめの最終的認知は、法の定義に基づき、校長が行う。対応方針の最終的な決定は、多くの教職員の意見を踏まえ、校長が行う。

エ 家庭訪問等により、事実確認の内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。

オ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められるとき、もしくは重大な被害が生じるとおそれがあるときは、教育委員会、水俣警察署と相談し適切に対処する。

③ 関係児童またはその保護者への支援

ア いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。

イ いじめた児童に対して、必要に応じて別室指導や出席停止の措置を活用するなどして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

ウ いじめた児童に対しても、教育的配慮のもとで指導を行う。

- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
 - ア 臨時の全校集会・学年集会を開き、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。
 - イ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
 - ウ いじめを止めることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。「SOS の出し方に関する教育」と関連させながら指導する。
 - エ はやし立てる行為や黙認する行為は、加担する行為であることを理解させる。
 - オ いじめの解決には謝罪のみで終わらせるものではなく、人間関係の修復を経て、好ましい集団活動を取り戻すよう働きかける。
 - カ 必要に応じて保護者会を開き、家庭でできるいじめ防止策について理解を深める。
- ⑤ ラインやネット上のいじめへの対応
 - ア 学校における情報モラル教育を進め、児童に対して、適切な使用について指導する。また、保護者への理解、啓発に取り組む。
 - イ ラインやネット上での不適切な書き込み等を把握した場合、直ちに削除する措置をとる。校長は、事実確認した結果を教育委員会に報告する。
- ⑥ いじめ解消へ向けて

支援や指導は、事案に応じて関係機関や専門家等の助言を得ながら、計画的・組織的に実施する。解消したかどうかは、いじめの有無を面談等により確認し、少なくとも3カ月を目安としていじめ・不登校防止委員会で検討したうえ、校長が判断する。

(4) 教育相談体制

児童及び保護者、教職員が、いじめに関して抵抗なく相談できる体制を整備する。

- ① 教師は、日常的に児童や保護者が気軽に相談できるように人間関係を築いていく。
- ② 教育相談を学期に1度実施していく。
- ③ 必要に応じて、心の相談員や子ども相談員等との相談ができるよう体制を整備しておく。

(5) 地域や家庭との連携

- ① 学校ホームページに「水俣第二小学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域住民への啓発を図る。
- ② PTA総会や学級懇談会、臨時の保護者会等で、保護者に対して、学校のいじめの実態を報告し、いじめ防止について協力を働きかける。

(6) 関係機関との連携

- いじめの相談があり、専門的な対応が必要なときは、関係諸機関と連携し、いじめ解消に取り組む。

(7) 重大事態への対応

- ① 重大事態の発生と報告

重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 重大事態に対する調査及び組織
 - ア 事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査（いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査）を行う。
 - イ 調査は、教育委員会と連携して実施し、事実関係を明らかにする。
 - ウ 調査により明らかになった事実関係等は、教育委員会に報告する。また、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。

6 取組の評価等（PDCAサイクルについて）

- (1) 学校評価の「よりやさしく（豊かな心の育成）」で、「二小の子どもは、思いやりがあると実感しますか。」の評価を実施し、改善に生かす。
- (2) 上期と下期の教育指導の評価において、学校教育目標の「よりやさしく」で、「望ましい人間関係を育成する取組の推進」に関する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。